

第十九回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 十 三 号

昭和二十九年三月二日(火曜日)
午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 小林 錦君
理事 鍛冶 良作君 理事 佐瀬 昌三君
理事 田嶋 好文君 理事 花村 四郎君
理事 古屋 貞雄君 理事 井伊 誠一君
押谷 富三君 林 信雄君
牧野 寛索君 高橋 禎一君
神近 市子君 木原津與志君
木下 郁君

出席政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務事務官(人) 戸田 正直君
梅澤護局長
委員外の出席者

検事(刑事) 高橋 勝好君
局参事官
参考人(警視庁) 小野 裕君
庁人事局長
参考人(練馬警察署長) 松井 吉衛君
専門員 村 教三君
専門員 小本 貞一君

二月二十七日
委員黒田壽男君辞任につき、その補欠として岡田春夫君が議長の名で委員に選任された。

二月二十六日
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

同日
広島法務局羽和泉出張所存置に関する請願(高橋禎一君紹介)(第二四三六号)

松山地方法務局日吉出張所存置に関する請願(井谷正吉君外二名紹介)(第二四三七号)

千葉少年鑑別所施設移転反対に関する請願(白井莊一君紹介)(第二五六二号)

の審査を本委員会に付託された。
同月二十七日
戦争犯罪人の全面的釈放並びに抑留同胞の引揚完了促進に関する陳情書(愛知県町村議会議長会長伊藤豊太郎)(第二二二二号)

同(大分県議会議長長崎寛)(第二二二二号)
同(長崎県島原市議会議長山本富治)(第二二二三号)

同(長崎県南松浦郡奈留島村議会議長長平山熊平)(第二二二四号)
大津地方法務局下草野出張所の存続に関する陳情書(滋賀県東浅井郡下草野村長草野一雄外十名)(第二二二六号)

を本委員会に送付された。
本日の会議に付した事件
交通事件即決裁判手続法案(内閣提出第二七号)(予)

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)
人権擁護に関する件

○小林委員長 これより会議を開きます。
まず犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題となし、提案理由の説明を聴取いたします。三浦政府委員。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第四条中「三人」を「五人」に改める。
第五条第四項中「二人」を「三人」に改める。

第八条第三項中「二人」を「三人」に、「二人」を「二人」に改める。
第十条第二項を次のように改める。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
第十六条第五項に次の但書を加える。

但し、三人の委員で組織される地方委員会にあつては、その議決は、委員の過半数の意見による。

附 則
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
2 中央更生保護審査会の委員の数をこの法律による改正後の中央更生保護審査会の委員の定数に満たさせるために新たに任命される二人の委員のうち、法務大臣の指名する一人の委員の任期は、犯罪者予防更生法第六条の規定にかかわらず、二年とする。

○三浦政府委員 ただいま上程に相なりました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、平和条約第十一条による被拘禁者の赦免、刑の軽減及び仮出所等に関する審査の事務をつかさどる中央更生保護審査会の委員の数三人を五人に改めることによつて、これらの事務の適正かつ迅速をはかることを目的とするものであります。

中央更生保護審査会の事務のうち、現下最も重要かつ多量なのは、平和条約第十一条による被拘禁者の釈放に関するものであり、これが釈放は、わが国の被告と裁判官の同意決定によつて行われることになつておるのでありまして、政府としては、国民の強い要望の次第もありまして、鋭意その促進に努力しておりますが、現在集積に残留する七百八十余人の者は、米、英、蘭、露の四箇国関係でありまして、これらの関係は、政治的な全面釈放については多大の難色を示し、個別、司法的に処理する意向を寄せておりますので、わが国においてもこれに即応する勧告手続を要するに至つておるのであります。従いまして、かかる要請に應ずるための調査及び整理をつかさどる中央更生保護審査会の事務は、きわめて精緻にして複雑なものとなり、現在の三人の委員によつては、処理し切れない状況にありますのと、社会各層にわたる学識経験者の意見を集約して有効適切な勧告を行う必要が

ありますので、三人を五人に改正しようとするのであります。

この法律案におきましては、右の改正に伴い、委員のうち過半数が同一政党に属することにならないよう、その任命及び罷免に関する規定を改めるほか、審査会の議決等に関する所要の改正もいたしております。

なお、附則においては、この法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行により新たに任命される二人の委員のうち、一人についての最初の任期につき特例を設けております。

以上申し述べましたように、平和条約第十一条による被拘禁者の釈放等に関する事務の完全な処理を目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望する次第であります。

○小林委員長 これにて政府の説明は終了しました。本案に対する質疑はいずれ後日に譲り、本日はこの説明聴取にとどめておきます。

○小林委員長 それでは交通事件即決裁判手続法案を議題となし、前会に引き続き質疑を行います。質疑の通告がありますから、これを許します。林信雄君。

○林(信)委員 私はこの法案についてすでに二回にわたりました。第一回は、おむね總括的な関係につきまして、第二回にいわば逐条審議といったような心持で、法案の条文の順序についてお尋ねを始めておりました折からであ

ります。前会たしか第四条まであらまし行つたと思ひます。従ひまして本日は第五条より疑点とする点についてお尋ねしておきたいと思ひます。

まず第五条の字句であります。文字の意義は誰かによつていろいろになるかも知れませんが、私はこれをそのまま読んでおきまして、あるいは私のごとき誤解を持つ者があるかと存じますので、お尋ねをしておきます。それは「書類等の差出」第五条 検察官は、即決裁判の請求と同時に、即決裁判をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならぬ。というのが法案なんであります。これは当局の説明によります。即決裁判を必要とする検察官は、その事件の証拠物までも同時に裁判所に差出なければならぬ、という趣旨が特にうたわれておるのか、ように言われますれば、すうとこれを参りますと、そういう事件の証拠物というよりは、むしろ即決裁判をする必要があると思料するそのことについての書類と証拠物を裁判所に差出さなければならぬように見えるようでありまして、これは私だけのひが目的な見方なものでありましかうか。どうもそういうふうに読まれますので、これは何かもう少し当局の考えておられますようなことを表現する言葉に直さるべきではないか、こう思つておるのですが、いかがでしよう。

○高橋説明員 便宜から説明させていただきます。この第五条の規定は、御承知の通り現行刑事訴訟規則の第二百八十九条の規定そのままでございまして、二百八十九条は、「検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令を

するために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならぬ。」となつておりますが、この言葉をそのまま借りて来たものでございまして。そうしてその趣旨をいたしますところは、御承知のように現行刑事訴訟法におきましてはいわゆる起訴状一本主義がとられておりました。公訴が提起された場合には裁判官に予断を抱かせるような一切の書類、証拠物を見せないということになつておりました。特にこの点ははずしまして、ここで即決裁判をするには必要となる書類、証拠物をつけて、裁判の請求と同時に裁判所に差出さなければならぬという趣旨でございまして。ただいまお尋ねのようにあるいは読まれるおそれがあるかと思ひますが、現行ルールの解釈上はこれでもかかなつて行けると考へましたので、そのような言葉づかいにいたしましたのでござい

ます。

○林(信)委員 同趣旨の他の規定が参照されてそのまゝの文言であつたというところは私もわかるのであります。が、やはりそれが適当でない字句が用いられておるということでありまして、わざ／＼その規定の改正といふことでもなくとも、新たな法案関係については新たな考へ方で臨んでよろしいのではないかと思ひます。もつとも特に証拠物という言葉に、特殊の解釈をもつて臨みますれば、これでわからないと思ひま

した、この規定によつておのづからわかつて参ります刑事訴訟法のとつておる起訴状一本主義、御説明のようにより審理の開始前に予断を抱かせないための措置として、起訴事実以外の事実の書類あるいはまた証拠物関係を裁判官に見てもらいたくないというその建前は、新しい立法傾向でございまして、これはまことに適當なものであると思ひます。

本法案のこの即決裁判手続が簡易な手続で迅速な審理を使命とする関係から、特に証拠物等も早く裁判所の目にさらすということとはわかるのでありますけれども、しからばといつて、大きな刑事訴訟法の根本の主義と相なつておきます。まず起訴にあつては起訴状一本主義といふこの制度をこの際取除かなければならぬといふほどのものか。もしこの起訴状一本主義を捨てぬならば、手続の非常に簡易なものが複雑になり、あるいは迅速をねらつておるものが非常に遅延するといふそれほどの理由が考へられぬ。やはり同じく裁判手続の問題であります。すなはち、起訴状だけを差出しておきまして、そうしてこれに對する被告人の認否を求めて、しかる後に書類を受取りまして、常に当局が説明しておられますように、簡易な事件であつて、およそ時間的にも数分あるいは十分ぐらいで、おそろく半日あるいは一日も継続して審理するような事件は少いだろうといふような見方から参りましても、どうもそれほど取急いで、この原則的の制度をいわば破壊してまでこういう手続によらなければならぬという理由が首肯しかねるのであります。この辺についての今までの考へ方はいかがですか。

○高橋説明員 お答え申し上げます。ただいまお尋ねの点は、現行の略式命令でも同じようなことが行われておるわけでありまして。すなわち略式命令の際にも、略式命令を請求いたしますと同時に、検察官は書類及び証拠物を裁判所に差出しておきます。これは御指摘の起訴状一本主義をこの面で破壊しておると申し上げてもさしつかえないと思ひますが、私は、それは起訴状一本主義の例外を規定しておるものと、こ

ういふふうにお考へております。略式命令でそういう手続がとられておりますのは、御承知のように略式命令につきます。これは、検察官がそれに関与しないといふことが主たる原因でございまして、今度の即決裁判手続法案におきましても、原則といたしまして、検察官は期日の審理には立ち会はないといふ建前をとつております。関係上、やはり即決裁判の請求と同時に、その即決裁判をするに必要書類、証拠物といふようなものは当初から裁判官に差出さなければ、裁判官といたしましては審理に大きな支障を来すといふことが考へられるのでございまして。そういうような意味合いにおきまして、この前申し上げましたように、すべて略式命令に幾分口頭主義を加味したといふような建前に立つております。この即決裁判手続法案におきましては、やはり検察官の手を持つております書類、証拠物といふようなものはすべてこれを裁判官に差出すことが必要である、まづもつて差出さなければならぬ、こういう趣旨に考へておるのであります。こととは、これははつきりしております。略式手続は、御承知のように、審

面審理なんです。書面審理のものにわざ／＼特殊の認否の制度をつくり、さらに証拠物を追送するといふような制度をつくることは、これは非常に不自由であり、手続上困難な問題であらうと思ひます。けれども、本法案の場合には、いわゆる口頭審理なんです。それから、被告人の意見を聞くことも容易であり、それに続いて書面を出させることも容易であると思ひます。もし私の言うがごとく、起訴状一本主義をとつてその認否を求め、しこうして立証の段階に入つて行くことにいたしますれば、検事の立会を必要といたします。これは後に関係条文があります。それから述べないのでありますが、検事が立ち会はないといふこと自体が、問題という用語がございまして、私はどうかと思ひます。書面を出しております。場合によつて書面の釈明を求めたいといふ裁判所の関係もありましよう。被告人におきましては釈明を求めたい場合がありましよう。そういう場合に至つてあたふたと検察官の立会を求めるといふような場面も出て来ないとは限りません。前々から私が申し上げておりますように、書面審理と違つた口頭審理の体系を持つ本案の裁判手続は、ただ書面審理が口頭審理にかわるだけだといふことで、裁判が開かれておると言ひますならば、ざつと見れば普通の裁判手続に似たようなものになつて来ていると思ひます。あるいは建物、施設の關係からしてそれほど形式ばつた法廷はつくれないとしたところで、やはり公開された裁判、普通の正式裁判手続に似たような形のものでございましておるのに、内容は、きわめて粗略とは言へませんが、あまりにも

簡易過ぎておるといふことになりまして、裁判制度全体から見まして、簡易というならよろしいのですが、どうも近ごろの裁判はあまりにも粗略に流れる方向に行つておるのではないかと、誤解も受けると思ふのです。檢察官の立会とともに弁護人の立会のごときも、被告人の権利の伸張上当然弁護人も付さなければならぬ。付することのできる旨を告知し、及びいかなる段階においてもこれを付し得るといふのに、本法案は、付することはできるけれども、付する旨の告知もいらない。弁護人を付しても、立会は強制されない。簡易であり、異議はないのだからよろしいといふもの、先刻から申し上げておきますように、まず普通裁判手続にはふつたるような訴訟手続の關係において、そこまで簡略にしてしまうことはどうであるか。弁護人を付することはできるのだから、いいじやないかといふけれども、やはり訴訟が不なれな者には、その告知をしてやらなければ、この手続ではあるいは弁護人を付し得ないのではないかと、誤解を受けるおそれもある。かれこれ原則的にできました刑事訴訟法の本来的な訴訟手続は、一応これを尊重しながら行くべきではないかと思ふ。

かような關係から、意見をむしろ返すようでありませうけれども、この手続にそれはど弊害とならないならば、一応裁判官に予断を抱かしの意味の起訴状一本より、檢察官が立会して陳述より始めることが望ましいのではないかと。略式裁判手続はあるのでありますから、むしろこれの方が簡略であつて、訴訟關係人の出頭その他書類の煩雜等の面においてできるだけの措置を講じますれば、不自由はありながらも、まだこれの方が適當であるかもしれない。簡易な裁判手続を求めようとするれば、ここにある程度の慎重さというものを盛り込まなければ、あまりに骨抜きの簡略手続に終り、屋上屋を築いたやうな、いわば無用な手続視されるおそれがある。私一人の懸念であらばとにかくであります、一応考えられますので、重ねてこの点をお伺いしたい。

○高橋説明員 御意見まことに、ごもつともなことがあると考えますが、一応数字について申し上げますと、昨年一月から十月まで、全国の裁判所におきまして、略式命令を出しました事件が三十七万六千人ございまして、そのうち交通事件に關係するものが二十五万六千人、すなわち全略式事件の六八%が交通關係の事件になつておるわけでありまして、たとへばこの二十五万六千人で、今度御審議願つておられますところの交通事件即決裁判手続法案による手続によつたといひますと、ただいま林委員の御意見の通り、檢察官がそれにすべて立ち会ふといふことになりまして、これはどうして現在の檢察官の数をもつていたしましては、どうすることもできないと申し上げてさしつかえないと思ふのであります。そういたしますと、即決裁判手続法によりまして、檢察官がその一々の審理に立ち会ふといふことはどういふおぼつかないものでございまして、これを何かほかの方法によらなければならぬといふことが考えられるわけでありまして、そのほかの方法によつて、現行の略式手続があるじやないか、略式手続によればよろしい、こつち御意見がございまして、先日来申し上げておりますように、ただいま略式手続によりまして、たいてい略式手続に一つ平均その処理日数が百九日余りかかつております。そうしてそれは現在の機構、人員その他諸般の事情から考えまして、これをより短かくするといふことがかなりむずかしい事情にあるのではないかと、こつち考えられまして、私たちがいたしましては、何とか今後激増する見込みのありまゝとこの交通事件につきましましては、もつと簡略であつて、しかも被告人の権利の尊重については十分考慮が払われるやうな手続はないかといふことを長い間検討いたしました結果、ここに交通事件即決裁判手続法案なるものを考えたわけでございます。この手続によりまゝすれば、おそれる事件発生から即決裁判が終るまで七日ないし十日をもつて処理できる、それうしてその間におきまゝとこの作成する書類その他が非常に簡略される、裁判官の負担は除かれまして、人手は大いに省かれる、こつちうふに考えた次第でございます。以上申し上げましたやうな事由から、いろ／＼見方は成り立ち得ることでありまして、またこれが絶対的といふふうにも考えられないのでございまして、しかし当面考へられる問題といたしましては、この即決裁判手続法によるものが諸般の事情から一番好ましいものではないかと、こつちうふ結論で、こつちう法案を作成しまして、御審議を仰いでおる、こつちう次第でございます。

○林(信)委員 続いて第六條であります、裁判所は、即決裁判の請求があつた場合、その事件が即決裁判がでないもの、これは法律的にできないもの、またはこれをすることが相當でないものであると思料するとき、すなわち内容的に實質的に相當でないものであると裁判所自身が考えた場合、これを通常の訴訟手続に引直して審判するといふこの規定の關係なんでありまして、これにつきましても、今まで述べたおりましたやうな根本の簡易裁判手続をどの程度のものにするかといふ考へ方で、やはりこれについての意見が、起つて来るのですが、せつかく今当局の考へておられますやうな簡易だ、迅速だといふ点に非常な重点を置くものであるとしますれば、この實質相當、いわば内容相當といつたやうなものぐらゐは、檢察官の意見を尊重するのことがこれは考へ方じやないかと思ふのです。この場合においては、裁判所の意見を尊重するといふ建前をとられる、これは裁判所が裁判するんだから裁判所が相當でないと思へることの方が重要だ、こつちう言つてしまへばそれつきりなんですけれども、一連の裁判手続として事件の処理として考えました場合、直接にまずその事件に當り、いわば裁判所よりは時間的にもその事件に対する觀察の面におきまして一日の長があるわけなんですから、それが相當であると考えましたものを、裁判所がこれは不當だ、こつち変更してしまひます、こつちどうかと思ふのであります。結局裁判所が裁判するんだから、おれが相當でないと思へばもうそれまでだといつたやうな面から言へば特別でありますけれども、今当局のねらわれておる線から参りますれば、すでにその手続を相當であるとして考へて参りましたものをわざ／＼かえる

といふことは、たとい一件でも、少くともその事件に限つては簡易でなくならぬことはもちろんであるし、迅速の面においては迅速ではなくなるのですから、その面ぐらゐは、これは檢察官の意見を尊重してもさしつかえないのだ、あるいは裁判所、あるいは裁判の權威にかかわる問題ではないのではないかと、こつちうふに考えられるのでございまして、いかがでございますか。

○高橋説明員 第六條第一項の規定は、現在の刑事訴訟法の第四百六十三條の第一項の規定によつたものでございまして、ただいま御指摘の通り、その事件が即決裁判をすることのできないものにつきましまして、これは即決裁判をしないといふことは問題ないと思ひます。次の、「又はこれをすることが相當でないもの」、この場合は、林委員の御指摘の通りの場合が出て来ると思ふのでございまして、しかしながら、それは即決裁判の請求を受けまして、すぐ裁判官がその請求を相當でないと思料いたしました、通常手続にまわすことが理論上當然であるのでございまして、おそれるやうなことはさうありません。この後段でねらつておりますところは、裁判官が審理を聞いて、被告人の意見、弁解を求め、その際に被告人からいろ／＼今までのないやうな事實を述べ、檢察官が調べた當時におきましては、被告人は警察から送致された事實をそのままほとんど異議なく認めてゐる、また檢察官におきまして、それほどこの手続がめんどうになるというやうな予想もいたしませんので、即決裁判の請求をした、ところが、

法廷へ出て参りまして、被告人から新たな事実を持ち出す、またいろ／＼の弁解をする、こういうふうになつて参りますと、その事件はもはやそう簡単には済まない、すなわち即決裁判手続法によりますところの審理の対象にはそぐわないものになつて来る、こう思われる場合が出て来ると思ひます。そういう際に裁判官は、それは即決裁判手続法によることが相当でない、こう思料した場合には、通常手続によるもの、こういうふうな点をねらつておるのでございます。林委員の御疑問になるような点は、おそらく實際問題としてもあまり起らないのではないか、こういうふうにご考へておる次第でございます。

すと、その日に開いて、その日に調べて、その日に判決するということであれば続行の余地が全然ないかのように見られますが、そうではないと思うのです。これはそうでないならばならない字句に書き改められなければならないのじゃないか。私の考えをもつていたしますれば、即日期日を開くことはよろしいとして、審理手続に入つて続行の要がなければ即日判決をなすこともできるといつたような趣旨の、もつと親切な字句になつて来なければならぬのではないかと思うのです。私が前提いたしておりますような、即日期日を開くけれども、その日に審判しなければならぬものではないのであるか、従つて続行も可能であるのか、証拠調べ

以上が、たゞいまま申し上げましたような關係において、第七條の字句その他についてどういふお考えなんでしょうか。

○高橋説明員　ただいま御指摘の七條の解釈は、御意見の通りに即日審理は開きますが、絶対にこれの期日を続行するあるいは判決の言渡しを後刻に延ばすことを禁ずるものではございません。やはり事件によりましては続行する必要もありましょうし、また裁判の言渡しも即時せずに、しばらく時間をおいてする、あるいは一兩日考えた後にするということは当然許されるわけでありまして。ただ先日來申し上げておりますように、即決裁判手続法の目

この手続が実施されました後におきましても、相当そういうふうな考えた上判決を言い渡すということが行われることと存じます。ただ判決言渡しだけを翌日に持ち越しあるいは二、三日後に持ち越すということは、被告人の生活あるいは職業、その他諸般の事情から、かえつて被告人がそれを好まない場合があるかも知れませんので、べきだと思います。それらを考えますと、できるだけその日に審理、判決まで行く、そうしてでし得るならば仮納付までしてしまつて、今後再び裁判所に呼び出されるということがないようにすることが、むしろ現状から考えまして被告人に有利ではないか、こう考えている次第であります。

は続行する場合にはどうするのか、その規定がないのではないか、当日片づかないようなものは、前の条文中にありませんような審理不当といったような考え方から、もうその他の手続に移してしまふのか、どうもこの点については私は疑義が去らないのでありますが、なお検討を試みてみます。当局のお考えになつてゐることはわかりました。

それからこれは、この説明書の中にあります第七条の(三)の中に、日ごろ見かけない言葉があるのですが、これを後学のために教わりたいと思うのです。このページの終りから二行目の最後のところに「即日検断」という言葉がございます。「警察官及び検察官が

○林(信)委員 第六条の關係は、先ほど申しておりますように根本的な考え方がありますけれども、一応その程度におきまして、第七条に移ります。

その他審理は終つたけれども、判決はその後に讀めることもできるのか、これは先般ちよつと觸れてみたのでありまするが、一切の審理を終りまして、

的ないし使命にかんがみまして、できるだけ檢察官といたしましてもすぐ裁判ができるような簡略な事件を選んでこれを起訴する。それで裁判官におき

○林信 委員長 そうしますと、審理のための続行期日というものはあり得るわけですか、ないのですか。

○高橋説明員 あり得るわけではいい

同一の日に同一の場所において必要とする取調べを行い、検察官は即日検断を行つて起訴すべきものは起訴し、」という場合の検断ですが、これはどうい

審判の規定ですが、「即決裁判の請求があつたときは、裁判所は、前条第一項の場合を除き、即日期日を開いて審判するものとする。」、これで見まして、やはり先刻申し上げておきました字義の点について、これをそのままに受取りますと、期日を聞くことが即日であるとするとは、これはこの法案のねらつておる関係からはよろしいといたし、まして、即日審判をするというこの字義にとられると思うのです。言いかえますれば、審判を当日までにしまわなければならぬもののように見えるのです。しかしながら実際ににおいては、即日審判、いわゆる審理判決までなすことが困難であつたり、あるいは不可能な場合があると思う。また一面これを見ま

一日、あるいはあるいは問題によつては数日を考慮したい場合が裁判官にもあり得ると思ふのです。繰返すようでありまするが、事をさばき、人をさばきますことは非常に困難であります。犯罪自体の事実を決定することは、これは与えられました証拠によつて、必要があればさらに証拠調べを職権をもつていたしまして、比較的容易になし得るかもしれませんが、その事実に対する刑の量、いわゆる量刑がどの程度のものであることが一番適當であるかということに裁判官は一番苦勞なさる。それをその日にやつてしまわなければならぬ、こう法律が来るものといたしまするならば、これはまつたく弊害のある問題であらうと思ふのであります。か

判決までしてほしいということを一応希望するだけのものではないです。ここにたまたま用語があまり簡便であつて意を尽さないじやないかというおしかりをこうむつたのであります。が、七条に「期日を開いて審判するものとす。」という表現を用いておりますのは、その辺の氣分を表わしたいといふことからであります。私のことを申し上げて恐縮ですが、私も裁判官として判決した経験がございますが、御指摘の通り、かなり簡単と思はれるような事件でも、すぐその場で判決することはいはゞ限りはないたゞし、しておりませんでした。しばらく十分なり二十分なり考えて言い渡すといふことをしておりましたので、おそらく

○林(信)委員　審理のための続行期日があり、当日裁判をしなくてもいいものである。「期日を開いて審判するものとする。」こういう文句がなるべくそうしたいという心持の表現の用語だと言われる。なるほどそう考えればそう見えないこともないようですけれども、法律の字句というものは、詩ではいいのですから、感覚でいふとなかなかこれは問題が起るのではないかと思ひます。こういうふうに書いておきますと、やはり法律は厳格にということ旨で、当日審理、当日判決ということに解釈するものがむしろ多いのではなにかと思ふ。その反面は続行期日がたないではないか、続行を要するような事件は無理にもやつちまうのか、あるいは

○高橋説明員 御承知のように檢察官が警察から事件の送致を受けますと、その書類を調べ、また被疑者に対していろいろ調べをいたします。その調べをいたしまして、檢察官としてはこの事件は犯罪が成立するかどうか、成立したとした場合にこれを起訴すべきかどうか、あるいは起訴猶予にすべきかどうか、あることを檢察官がその場で判断決定いたします。その判断決定を檢察官とこう申しております。

○林(信)委員 まあそんなところじゃないかと思いましたが、たいへん新しい文字に見えたので、あるいは別の意義があるのではないかと思ひまして伺ひしたわけなんです。

続いて第八条へ移ります。第八条は

いわばこの裁判手続の構成ともいつたような事柄を規定していただいているようであり、これもまた字句の点であります。これを眼をみて目につきますのは、第三項に「検察官は、法廷に列席することができ」とあるのです。その意味はわかるのでありますけれども、その列席という言葉がどうも……。

○高橋説明員 それは逐条説明書の方が間違つておりました、出席でございます。

○林(信)委員 出席ですか。それではその点は取消します。実はこれには「列席」として、裁判官及び裁判所書記官と同文字が使われて、第九條によりますと、「弁護人は、期日に出席することができ」というので、実は検事と弁護人を書きわけて字句が用いられておりますので、ひがみじやないのですけれども、裁判官及び裁判所書記官と同じ「列席」を検事に対しては使用し、弁護人については「出席」といつて、何だか別種の取扱ひみたいな字句になつておつたので、これは不相当である。悪くいうと、官尊民卑の思想から来ているのじやないか。大体平等主義をどう考へておるんだというところに及びそうだったのですけれども、「出席する」ということになりまして、大分言葉が違つて来ます。出席と出席ならばあまりかわらぬですが、それでもこれは同じにしておく方がいいのじやないかと思ひますが、第九條との関連におきまして、同じ文字にされない特殊な意味があるのでございませうか。

○高橋説明員 これは、私たちといたしましては、決してある含みをもつて

書きわけたものではございません。ただ現行法そのまゝによつたのであります。現行法の二百八十二條には、「公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。公判廷は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。」となつておりますので、手続法案の第八條第三項に、「検察官は、法廷に出席することができ」といたしたしたのは、この規定によつたわけでございます。それからなお九條に「弁護人は、期日に出席することができ」とこれも刑訴法の言葉の通りでございます。現行法は、弁護人につきましては出席という言葉を使つておりますので、それによつてやつたわけでありまして、それ以外のことは、何も含んでございせん。

○林(信)委員 たゞ／＼ですが、各種手続にそれぞれあるんだから、同じような趣旨、目的の手続だからそれを流用する、これも実際の法案をつくる上には便宜かもしれないが、さうな場合には、それでは不相当な字句、あるいは不相当な制度を置きかえてみるということも、これはいいのじやないかと思ひます。第八條、九條の關係においても同様に思われるので、後にできますものは幾らか前のものより、長い開國民の目にさらされ、關係者もまたこれを検討して来ておるのでありますから、また時代的な流れから参りまして、時代の変遷があるのですから、そういう場合に再検討をいたしまして、用語を整える等のことは、当然考へてよろしいと思ひます。檢察官が出席をする、弁護人が出席をすると思ひます。決しておかしくないと思ひます。弁護人が訴訟關係者であ

つて、出席という文字がまだ／＼この時代に適當であると思へますならば、やはり訴訟の原告である檢察官も、やはり出席の文字で表わされたいこともないのであります。すでに法廷の構成において、一切の考へ方というものが平等で、少くとも訴訟手続の上においては平等に考へられております。場合、こういう字句というものはかような際に、わざ／＼従来あるものを、それも取上げて改正するといふのではなくて、後につくられます法案については、後につくられます法案について進歩として受取られなければならない、むしろ幸いであるとは思ひます。ただいたすにという言葉を、まゝ置く方が無難だといふことは、どうも親切でないように思ひますが、重ねて伺つておきたいと思ひます。

○高橋説明員 御意見はまことにごもつともでございます。立案の過程におきましては、やはり御意見のように檢察官も出席にするか、あるいは弁護人の方にも出席にするかといふことをいろいろ議論したものであります。現行法は、その他の法令にも各所で使つておりますので、それを急に書きわけると、何かそこに大きな含みを持たせられたのかどうかといふような点まで、また逆に疑つて来る考へも当然出て参りますので、この際現行法通りの言葉を使つておくのが一応無難ではないかといふ理由だけでございまして、この言葉につきましては、それほど深い執着を持つておらないわけでありまして。

○林(信)委員 根本的にこの規定が大體ねらつております裁判所の構成の關係、この法案では特に第八條は開廷の

規定といつたようにして、裁判所の構成とまでは考へておらないようであり、ますが、やはりこういう口頭審理主義をとります法廷においては、裁判所の構成といふことも考へまして、檢察官といふものはやはり一応出席といふことにし、弁護人も出席といふことにならうと、先刻申し上げております。ところが、先刻申し上げております。ところが、この第八條は裁判所の構成といふのであります。それとも裁判所の構成といふほどの重要な点は考へておられないのであります。また考へる必要もないといふ考へ方なんです。うか、その点について……。

○高橋説明員 御指摘の点は即決裁判手続法の根本に關係することと思ひたうでございます。先日申し上げましたように、即決裁判手続におきましては、原告、被告がその主張を十分たしかめるといふ構成は十分たしかめられませんが、裁判所が裁判するにあつて必要となる被告に確かめるといふ略式手続に一步を進めたもので、この程度に考へておられます關係上、この法廷は公開の法廷で行うという点と、それに列席いたします者は裁判官と裁判所書記官、これだけを確保すればそれでよろしい、あと檢察官並びに弁護人は権利として出席できますが、しかし出席の義務はない。檢察官なり弁護人が法廷に出なければその法廷は開けな

いといふふなことは、この手続の建前から考へる必要はないじやないかといふ考へ方でございます。そういったし、今お尋ねの点は、裁判所の構成までは考へておりますが、それに現

行法にありますが、この檢察官と弁護人の出席というものは、この法廷を構成する上においては要件ではない、こ

○林(信)委員 裁判所の構成といふことを考へておられますのに、従来の大原則である裁判所の構成といふものを、さう輕々に考へて、やはり構成といふような言葉でいえるような変更は、さうしつちかえないものでしょうか、何だか少し事を簡單に考へておるのじやないか。裁判所の構成といふことになりまして大原則であつて、さう輕々に扱

○高橋説明員 今私が裁判所の構成と申し上げましたのは、旧法時代と違ひまして、裁判所の構成は、裁判官と裁判所書記官をもつて裁判所が構成される。そのほかもちろん裁判官につきましても地方裁判所と高等裁判所と最高裁判所とでは、その裁判官の人数が当然違つて参りますが、それが裁判所の構成である。旧法時代は申し上げるまでもなく檢察官が列席することも裁判所法廷を構成する上においては絶対要件の一つであつたわけでございます。が、現行法では當事者主義の意味の構成ではございせん、ただ裁判所を中心とした構成、こゝろからいふ意味で申し上げたのであります。

ら参りますと、現場法廷というよう
なものは容易には開廷できないもの
のように思われますけれども、この裁
判手続のねらつておられますような
ところから参りますと、法廷という
のは現場でありまして、現場を見な
がら審理をして、また迅速の關係から
その場で審判できるものは審判してし
まうということがまことに適切じやな
いと思ふのであります。書類の上だけ
でもわかるものはわかりましようけ
れども、同じスピード違反でも、その場
所によつて、道の広狭あるいは勾配の
程度あるいは標識の關係にしまして
も、道路の關係より容易に確認がで
きとてかできないとかいろいろの關係
で、現場を見ることが、この手
続では一番重要であり、かつその審理
を迅速適正にするかぎだと思ふので
す。それがどうしても裁判所の部屋
の中ではなくしてはいかぬということ
になります、大半その目的が失われる
法廷の場所を現場に移すということが
法律的に措置されますならば、この
手続で十分行ける面が開けて参りま
す。この手続もちゃんと生かされて来
るんじやないか。これが縛られていた
ためにこの裁判手続が龍點睛を欠く
らみというふうな氣持がするのであり
ますが、この辺を御考慮になつたこ
とがあるのでしょうかがでしやう

○高橋説明員 第八條第一項の「即決
裁判期日における取調べ及び裁判の宣
告は、公開の法廷で行う」という、この
公開の法廷は、現在の裁判所におきま
すところの公開法廷、これだけを考
えておるわけでございます。御指摘の
通り現場であるいは他の便宜な場所

法廷を開いて審判することが、この手
続には最もふさわしいのではないか
という御意見は、私たちが一応その通
りに考えまして種々検討をいたしました
のでございます。しかしながら先ほども
御指摘がありましたような裁判所法第
六十九條による裁判所の指定は、最
高裁判所が開設されて以来、いま
だ二件しかその実例がないのでござ
いまして、ほとんど他の場所、現場ある
いはその現場に近いところの公会堂な
り警察署なりを法廷として指定して
いたことが望みがないような状態であ
るのであります。それにつきまして
いろいろ私たちが検討いたしましたので
ございますが、ここに一つの問題がある
と思はれるのであります。と申します
のは、この手続によりまして交通事件
の審判手続が非常に簡略になり、スピ
ード・アップされるわけでありますが、
裁判をあまりに簡略化することにな
るが、結果においてどういふことにな
るか。御承知のようにアメリカにおき
ましては、非常に交通事件がふえてお
ります。年間五百万件以上の事件が発
生しておるやうであります。これらの事件
の処理は非常に簡略にされておる。特に簡
略な裁判所といたしましては、カフエテ
リ・コートというものが設置されて、
こういう違反については何ドル、ある
いはこの違反には何ドルということが一
定の表で定められておりまして、違反
者は三ドルでも五ドルでも裁判所へ持
つて行けばそれで用は済んでしまふ。

いわけの地獄のさても金次第というよ
うな傾向が非常に見られます關係上、
アメリカにおきましては、今度は裁判
をもつと慎重にやつて、あまり簡略に
することは考えものだという意見が強
く言われておるのであります。そして
その意見の中には、むしろ裁判によつ
て違反者たちを教育すべきだ、単に書
類で罰金幾らというのでは決して被告
人が自分が悪かつた、将来氣をつけな
ければならぬというふうな反省を起
すには役立たない。それよりも裁判官
の面前に引出して、裁判官が裁判を言
い渡すと同時に、時間の許す限り一つ
の訓戒をして、将来ともあやまちを再
びしないように氣をつけさせることが
裁判の使命であり、またねらいでな
ければならぬというふうな意見が、こ
の交通事件につきまして強く叫ばれて
おるのであります。それらを考慮い
たしまして、やはり即決裁判の手続も
現在の裁判所におきまして、しかもそ
れは公開の法廷で行われることが諸般
の事情の上から考えて、一番好ましい
のではないかとこのうに考えてお
ります。

○林(信)委員 アメリカのように事を
扱うのに諸事同一主義でやるといふこ
とは、金がふんだんにあり、物がふん
だんにあるという一種の国柄あるいは
人種柄から来るのでありましよう。税
の面なんかでも、一々の個別のものに
ついての税を考へないで、物品税なら
ば平均に三〇%とつてしまふというよ
うなおおまかなやり方をする国にお
いては、そういうこともあつたであら
うが、しかしその国柄においてさへ裁判
というものは、さうに簡略になつて
はどうかといういわば反省時期に入つ
ておるといふことのお話から私は思
ひますが、やはり裁判というものは公
平な裁判であるとともに、非常に適正
な裁判でなくてはならない。いわゆる

○林(信)委員 アメリカのように事を
扱うのに諸事同一主義でやるといふこ
とは、金がふんだんにあり、物がふん
だんにあるという一種の国柄あるいは
人種柄から来るのでありましよう。税
の面なんかでも、一々の個別のものに
ついての税を考へないで、物品税なら
ば平均に三〇%とつてしまふというよ
うなおおまかなやり方をする国にお
いては、そういうこともあつたであら
うが、しかしその国柄においてさへ裁判
というものは、さうに簡略になつて
はどうかといういわば反省時期に入つ
ておるといふことのお話から私は思
ひますが、やはり裁判というものは公
平な裁判であるとともに、非常に適正
な裁判でなくてはならない。いわゆる

正確な結論を得なければならぬとい
ふことを訴訟關係者も國民も期待し
ておるわけでありまして、それを略式を
やり、さらにこういう簡易訴訟手続をや
つて行くといふことになると、その後
には正確なものを求め得る道を閉いて
あるといたしまして、大体の傾向は、
裁判といふものは非常に簡略、粗略に
なつて行くのではないかと懸念も
持たれるのではないかと思ひます。
で、先日來私意見をさしはさんでおり
ますように簡略な手続、いい言葉で言
へば簡易な手続、その具体案として即
決的にやつて行くといふことであれ
ば、それは行政罰の程度にしておい
て、行政罰の中でや裁判がかつた、
正確さを持つ手続を創設し、それに不
服な者はさらに裁判手続によること
ができる。つまり裁判所の審判はやは
り正確といふことを主体にし、ただ便宜
主義からあるいは粗略にまで思はれる
ような手続は避けるべきじやないかとい
ふことが、お話を承つておりましたも
繰返し思はれるのであります。その辺
についての各府の立法例等いろいろ御
參照になつた上この立案ではあろう
と思ひますけれども、これは私も、私
の同僚の皆さんも御研究になつてお
りますし、十分研究をしてみたいと思
つておりますので、これに關して御意見
があるならばこの際承つておきたいと
は思ひます。しかし時間の關係がござ
いますし、さきに第九條にもちよつと
触れましたので、第八條……

○小林委員 林君、まだ先へ進めま
すか。この辺で切りたいと思ひます
が……

すが、この規定關係について一点だけ
伺つておきましよう。
この八條では裁判の宣告まで公開の法
廷でやるのであります。従ひまして裁判
の通知等が書類でなされるのではない
のであります。この場合この九條との關連に
おきまして、被告人は必ず出席してお
りますからよろしいのでありますけれ
ども、檢察官は八條の三項によつて列
席しない場合があります。その裁判の
宣告はおそらく書面が何かで通知する
といふ考へ方であらうと思ひますが、
これは規定は何もいらぬものであり
ましようか。第十七條によると、この
法律に書いてないものは、その性質に
反しない限り本則として刑事訴訟法が
適用されるのでありますけれども、刑
事訴訟法は原則として檢察官が立ち
会ふのでありますから、その場合の規定
は必要となつたわけでありまして、
今度の場合には立ち会わなくてもよろ
しいのでありますから、その規定がいら
ぬではないでしやうか。どういふこと
かで少くとも通知はしなければなら
ないと思ひますが、裁判所と檢察官の
ことだから聞きに來たら教えてやる、こ
れじやいけないので、そこをどうにか
しなければいけないと思ひますが、い
かがでしやう。

○高橋説明員 御承知の通り裁判が法
廷で口頭によつて告知されますと、そ
の告知は当該訴訟關係者の何人にも知
らされたことになるわけでありまして、
檢察官といたしましては、即決裁判手
続におきましては、出席することはい
ちろんできますし、また出席しない
といふことは、自分の都合から出ない
のでございまして、裁判が法廷で告知
されれば、その裁判は当然檢察官にも告

知されたという効力を持つ、こういうふうな考え方でござります。もちろん実際のには、検察官としましてはかわりの者かだれかを法廷に出すなり、あるいは裁判所から何かの通知をお願いするなりいたしまして、知る機会はあるに、然るに努力を怠るわけではございませうが、法文上は特にこのことの規定はいらないのではないかと考えております。

○小林委員長 本件に関する本日の質疑はこの程度にとどめておきます。

○佐瀬委員 本年二月二十六日の読売新聞の記事に、警視庁管内の練馬警察署において、被告人として勾留中の松原基之助なる者が留置場で死亡した。しかもそれは不当拘留による殺人ではないかという疑いを持つて報道されておるのでありますが、人命の尊重、従つて人権擁護というよりな事情が世論のきびしい批判に会つております。これは当法務委員会としても、開却できないでございまして、本件に關して以下法務省当局と警視廳監等に対して質疑をいたしたのであります。

第一に、かかる人権擁護の問題の主管者である人権擁護局長として、本件に對していかなる報告を受け、またいかなる調査を行われ、これに對していかなる処置を講ぜられたか、この点をまずもつて承つておきたいと思ひます。

○戸田政府委員 お答えいたします。二月二十六日付の読売新聞によりまして

て情報を認知いたしましたのであります。そこでさつそく調査をいたすことになりまして、ただいま調査中でございませうが、新聞によりまして記事ととりあえず私の方で刑事局に照会いたしました事実と非常に食い違つておりますので、十分慎重に調査いたしたい、かように考えます。

○佐瀬委員 事件の内容については、まだ具体的な調査は済んでいないわけですか。

○戸田政府委員 事件の内容についてはまだ具体的に調査いたしておらないのであります。ただいま申し上げましたように、とりあえずどういふ事件であつたかということでは刑事局に照会いたしましたのであります。ところが新聞によりまして、昨年の五月練馬署で外間車専門の窃盗団を檢舉したが、一味が数十台に上る盗品の外車をハイヤー業者などに売りさばいた際に使用したナンバー・プレートや登録証を偽造した中心人物として松原基之助氏が浮び上り、八月十九日心臓弁膜症で麻布共同病院に入院中の同氏を逮捕した。當時弁護人側は勾留に耐えないと医師の診断書を添えて勾留の執行停止を警察側に交渉したが、同署では証拠隠滅のおそれがあるとしてこれを拒否した。事件はさらに拡大して検査者四十八名に及んだが、ほとんどが保釈などにより帰宅しているのに、松原氏だけは留置され、六箇月にわたる取調べを受けていた。たゞ／＼去る五日主任弁護人の遠山内市氏が、警察医中井肇毅氏から松原氏の死期が近いと聞き、十九日勾留判事の東京地裁緑川判事や高橋勉係検事、練馬署小林捜査主任らと交渉した結果、二十二日釈放することにな

つていた、ところが二十日の午後四時三十分ごろ松原氏は同署保護室で心臓発作を起し、中井氏が手当をしたが、約三十分後に死亡したものであるという新聞の報告であります。ところが刑事局に照会した事情によりまして事実が大分違つておりました。事件の捜査の端緒となりまして、昨年の初夏のころで、米軍のグラウンド・ハイッ・モーター・プールから窃取された高級自動車を開閉に販売する途次静岡で檢舉されて発覚したというのが事件の端緒であります。そこでその事件の端緒から松原氏が主犯らしいといふので松原氏を逮捕することになつたのであります。当時松原氏は目黒の共済組合病院に心臓病のため入院しておつたので、裁判所を通じて逮捕状を交付したのであります。ところが九月の初旬ごろになつて退院したといふので、共済組合病院の医師に問ひ合せたところ、勾留してもさしつかえないだろうという回答があつたといふので、右の逮捕状を執行したのであります。右の逮捕状も本人の任意出頭を求めて、練馬署で警察医の中井肇毅に診断させて、留置してもさしつかえない健康状態であるといふので同署に留置したと言つておるのであります。その後弁護人から保釈の請求が数回なされております。第一回の保釈の請求は、第一回の起訴直後遠山弁護人からなされたのであります。検査官は不相当の意見として裁判所はこの釈放を却下したのであります。その後弁護人からさらに保釈の請求がありまして、第二回の保釈請求は今年の二月十三日ごろに遠山弁護人からなされたのであります。

第二回にも健康による理由といふ理由の一つも書いておらない、健康上の理由による保釈請求でなくされたのであります。検査官は不相当の意見をつけたのであります。裁判所側ではこれは事情はわかりませんが、おそれる保釈が長くなつておつたからであらう——これは私の想像なんです。検査官と弁護人を呼びまして事情を聞いたのであります。遠山弁護人は保釈人との関係もありましたので、すぐできるかどうかといふことで、何か特にあれしつてくれといふ強い意見がなかつたと言つておるのであります。これは私も調べておりませんからわかりませんが、さうなことで検査官は証拠隠滅のおそれがあるといふやうなことで、この二回目の保釈も却下せられたのであります。そこで第三回の保釈請求がさらになされた。そのころ弁護人として中村又一弁護士がつきまして、二月の十六、七日ごろなされたのであります。これについても健康上の理由といふものは述べられなかつた、ところが二月十九日、土曜日でありまして、中村弁護人から本人の健康状態がよくないからといふので、これは口頭であつたと思ひますが、裁判所に申し出たのであります。裁判官は中井氏に照会しましたところ、保釈相当の意見だといふのでさつそく保釈することになりました。これが二十二日に保釈するといふことになつたのであります。その二日前の二十日の日に、本人の呼吸が困難になつたといふ事情を聞きまして、検査官は病院に手配いたしました。裁判所側は勾留執行停止を至

急するよといふことを促したのであります。それによつて裁判所は執行停止をすることになりました。その體本を練馬署に届けることになつたのであります。ところが、午後四時本人が死亡したといふことになつております。その真相はまだ私の方で調べておりませんが、ただいま申し上げたように、刑事局の照会による事実と、新聞に報道されておる事実との間には非常に大きな開きがございませうので、これは十分に調査しなければならぬものだと思ひますので、今後慎重に調査いたしたいと思ひております。

○佐瀬委員 われ／＼は行政機構の改革の問題にあたりまして、人権擁護局をいかにすべきかといふことについて慎重に考慮いたしておるのであります。問題は新憲法の保障する個人の基本的な人権を尊重して、いやくも官憲において人権擁護の事実ならしめようといふためには、大いに法務省の人権擁護局の調達なる活躍を望むからであります。ただいま局長はたいへん遠慮されて、他の調査との食い違い等を考慮されておるようでありまして、今後人権擁護局としての独自の立場において、しかもわれ／＼の望むところは、かような事故の発生する以前において、人権擁護の立場から当局の非違をただすといふところまでその機能を發揮してもらいたいといふのがわれわれの希望であります。もちろん機構の上から見て、また権能の上から見て、調査の末端的機能を持たない擁護局としては活動の上に非常に不便であることはわれ／＼十分承知しておりますけれども、でき得べくんば今申し上げま

したような見地に立つて、自主的にひとつ善処していただきたいということをおの機会に申し上げておきます。

なお昨年であつたかと思ひますが、刑務所内においてある思想的な被告人が変死をしたということで、当法務委員会も重要な関心をもつてその調査をいたしましたことは、各位の御承知の通りであります。今回は刑務所にあらうとして、警察の留置場であるといふところにまた重大な特色があるものであります。ややもすると警察官が職務に熱心な余りに、あるいは検査当局が職務に熱心な余りに不当に勾留するといふことが、それに伴ういろいろな弊害といふものが惹起するといふような事態をわれ／＼が見て参りますときには、特に警察、検査の捜査の過程においては、刑事訴訟法の手続通り人権擁護のための運営といふものを期待してやまないものであります。今回はその期待が裏切られた最も顕著な一例としてここに問題とせざるを得ないのを私ははなはだ遺憾とするのであります。本人はあつたといふことは、これは痛恨きわまりないことであらうと思ふのであります。私も人権擁護局の今後の徹底的な調査を本件についても望むと同時に、いづれ後刻警視總監が参りましたら、警察の立場に対して本件の実体をたゞしてみたい、こう考えますので、今まだ警視總監が見えないようでありまして、私の質疑は一応これで中止しておきます。

た、それと刑務所が、あるいは警察が代監で留置いたしております間の本人の健康につきましては、時々裁判所に報告するような手配になつておるかどううか。私も保釈の申請をいたした場合には、病状である、耐えられないといふことを申し出ましても、特殊な警察出入りの医者に言わされて、耐えられる、こういうような場合が時々ある。私も今同様のうちに生命を失つてから後に人権擁護局にいろ／＼の御注文をやかましく申し上げるということはやりたいのであります。その前に十分なるさうな手配ができておるかどううか。本件におきましては一体勾留期間がいつからいつまで行われておつたか。それからどうういう犯罪に基いて起訴され、さらに公判を開かず今日まで置いたその理由などにつきましても、相当の御調査をいただかなければならぬ筋合いかと思ふのであります。相当長い期間であります。しかも警察におきまして取扱いの問題につきましても、刑務所と違ひましてどうも粗雑のような感じを私は受けるのであります。従ひまして刑務所にさうな保護が足らないために便宜上代監をしておるか、それとも取調べの結果便宜代監に入れておるか、かような点につきましても十分御調査をお願いしたいと思います。ただいま局長に御質問申し上げてもおそろくさうな点は明確な御答弁がないと思ひますので、どうぞその点につきましても、ただいま佐瀬委員からも申し上げましたように、死んでしまつたあとから私どもがいづ／＼申し上げても追いつかないことなんです。基本人権の尊重の立場からどこまでも基本人権を尊

重し得る仕組みにしたい。同時に行き過ぎがしばしばありますけれども、さうな場合につきましても相当な責任はとられておるでしようけれども、責任をとつただけでは生命は取返せないような重要なことであります。そういう点につきましても十分御調査をお願いしまして、もし組織の点において欠ける点があり、あるいは取扱いの人間において行き過ぎがあつたといふような場合には嚴重な御処置をお願いしたい、かように御要望申し上げます。

○小林委員長 この際お諮りいたします。本件について警視總監の出頭を求めておきましたが、どうしてもやむを得ない事情があつて出られないといふのであります。人事部長の小野裕氏が出頭されました。参考人として発言を願うことにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお警視庁練馬署長の松井吉衛君も出頭されましたから、そのつもりで御質疑をお願いします。佐瀬昌三君。

○佐瀬委員 人事部長では責任ある御答弁はあるいは具体的に願えないかもしれませんが、やむを得ませんのでできるだけの御答弁をお願いしたいと思います。

本年二月二十日練馬署で約半年も病人の身でありながら勾留されておつた松原甚之助なる者が死亡したという事案について、人権擁護の立場からいろいろ問題が提起されておるのであります。まずもつてこれに対して警視庁の調査はどういうことに相なつておる

か、概況を御説明願ひたいと思ひます。

○小野参考人 お答えいたします。去る二月二十日に練馬警察署におきまして留置人が死亡いたしました直後、たゞちに所轄署の方から報告を受けたのであります。そのときは大休事情は了承できたと思ひましたのでそのまゝにいたしましたところ、御承知の二十六日に読売新聞紙にもまた大きく出ましたので、さつそくあらためまして所轄の第五方面本部長に特命いたしました。さらに当時の状況をいさゝに点検せしめました。その結果について御説明申し上げます。

いやしくも警察署におきまして勾留しておりました被疑者が死亡いたしましたことにつきましても、まことに申訳なく存じます。昨年八月最初に逮捕をいたしました時期におきましては、特に病状のある者であるといふことは十分承知しておりましたので、逮捕執行の場合にも、またその後の留置中における健康上の留意につきましても、所轄署といつたしましては最善の努力をしていたものと私は一応考へております。何分にも事件が複雑であります。関係上捜査が長引き、また起訴せられましてからはいづゆる未決勾留になりまして、たゞ／＼練馬警察署では捜査の便宜上いわゆる代用監獄としてその身柄をお預かりしたわけでありまして、お預かりしました以上は、その健康保持の上に最善を尽くすべきであることもろんであります。私も見ましたところでは最善の注意をして参つたつもりでおるのであります。なお至らない点もあつたかと考へないではないのでありますけれども、全般の状

況といたしましては、特に病室に収容いたしました。しばしば健康診断あるいは投薬、注射等の措置も講じて参つておりました。当日も、まことに遺憾なことでありましたが、死亡の約一時間前に当日の検診をいたしておつたよう次第であります。その点につきましましては所轄署としては一応なすべきことはなしたと思つております。ただそれにはいたしまして、なお注意をすべき道があつたかどううかといふことにつきましましては、念には念を入れて、特にさうしたような病状の者に対しては最善を尽くすべきであるといふことについては一層反省をいたします。

○佐瀬委員 新聞によると「外車不正登録の人物」としてその松原某が掲載されておりますが、一体この事件の実体はどういうものであるか、また関係者はどのくらいおるか、捜査は警察庁がしておるか、警察がしておられるのか、その関係を練馬警察署長からでも聞つてみたいと思ひます。

○松井参考人 私練馬警察署長の松井吉衛でございます。

最初に申し上げておきたいことは、練馬警察署に長くおられました松原甚之助さんが不幸病死をされましたことについて、遺族の方々に心からおわびを申し上げるとともに、非常に残念に思つて哀悼の意を表する次第でございます。

本件に関しましては、すでに一部新聞紙等にも報ぜられておるのでござい
ます。この松原甚之助関係の現在
までに至ります。練馬警察署におきま
する検査総人員といしましては五十
二名、そのうち現在起訴になつてお
りますのが二十六名でございます。

事件の概要でございますが、これは
最初私の方におきまして、戦物放買の
関係で検査をいたしました被疑者から
逐次捜査をして参りますと、そこに窃
盗団というのが現われて参つたわけ
でございます。その窃盗をいたしました
自動車、これは主として外人専用の自
動車でございまして、これを一般の
いわゆる業者その他の者が使用いたし
ますためには、当然にいわゆる新規登
録あるいは譲渡変更等の登録をして、
そうして正規に使う、こういうこと
になりますと、そこにいわゆる陸運事
務所に至りますところの登録の問題が
起つて来ると、こういうふうな予想さ
れまして、その線に向つて捜査を進め
て行つたわけでございます。そうしま
すると、当然に登録関係といしまして
て、ここに公文書の作成という点が出
て参るわけでございますが、捜査の途
中におきまして、当然にいわゆる正規
の登録ではなくして公文書を偽造し
た、こういう状況が現われて参りまし
た。公文書を偽造という点になりま
すと、これを陸運事務所に登録をする、新
規登録を行うということに對しまして
は、その内部にも何かこの情を知つ
て協力をした者があるのではないかと、
このように見込に立ちまして、いろ
いろ捜査をいたしますと、そこに一
部業者、あるいはブローカーという
ようなふうな思われる者がありまし

て、内部とあるいは共謀し、あるいは内
部の者が——内部といひますか、いわ
ゆる陸運関係の事務所の者がこれに一
部買収されておるのではないかと、こ
ういふ疑いのもとに、そこに初めてい
ゆる公文書の偽造登録という関係が起
つた、これに關連いたしまして、一部
分の陸運事務所の職員も検査されてお
る状況でございます。こうした関係
で、この公文書偽造関係におきまして
は、捜査の結果相当松原甚之助の名前
が各方面に現われておりまして、その関
連が最も中心になつておると、このい
ふふうな捜査の段階になつて来たわけ
でございます。この捜査自体は、警察
署が主として當つておつたわけござ
います。が、途中におきまして、相当
長期間にわたりますので、一部起訴さ
れ、あるいは勾留等になりました。は、
当然にその指揮は検察庁の係検事の方
の指示により、あるいはそれに報告を
いたしまして、これが捜査に當つて今
日まで来たわけでございます。

なおつけ加えて申し上げておきたい
ことは、ただいま人事部長の方から御
報告いたしたわけでございますが、補
足をいたしまして述べますと、人権の
尊重の問題につきましては、常に私た
ちといしまして最大限の努力を払い
まして、特に本件松原甚之助の關係に
つきましては、これを検査いたします
當時すでに持病としての病氣を持つ
ておるといふような点がわかつており
ましたので、逮捕の當時に、私の方と
いたしましては十分に意を用ひまして、
そうして今日まで来たわけでございます
が、不幸この病氣のためになくな
れたことを私は心からおわびを申し
上げ、弔意を表する次第でございます。

○佐瀬委員 病人を半年も勾留してお
いたということは、事実としては疑い
ないようであります。その間被告人
もしくは弁護人から保釈の申請があつ
たかどうか、その点を明確にしてい
たかと思ひます。

○小野参考人 練馬警察署のこの事項
を担当いたしておりました主任の警部
補は小林警部補であります。昨年十月
ころ以降におきまして、被疑者の弁護
人でありました遠山弁護人に対して、
大分弱つておるようだし、保釈の手続
をされたかどうかというのを再三申
し入れたことがあるのであります。し
かしながらその弁護人としては、特に
保釈申請の手続はおとりにならなかつ
たという次第であります。さらに最近
になりまして、なくなりましたのが二
月の二十日でありましたが、二月の十
六日ごろに、また別の弁護人の方が医
者と相談をされて、医師の診断を
あらためて聞かれました。保釈手続をさ
れたようでありました。そのことは警察
署としては知らなかつたのであります
が、翌日二月十七日に検察庁において
関係者がいろいろ話し合ひをされまし
て、そのときにまた、今保釈を申請さ
れました方ではないのかの從來からか
つておりました弁護人の方が、もうし
ばらく待つてくれ、もう十日くらい待
つてからしようじゃないか、その申請
書は一応預かつておいてくれというこ
とを言われまして、それによつてその
ままになつておるうちに、三日後であ
ります。この不幸な結果が出て参つ
たというふうなことでございます。今
まで私どもの調べた結果によりまして
は、保釈申請の問題については以上の
ような次第でございます。

○佐瀬委員 二人の弁護人の意見の調
節に手間どり、つい保釈の請求が遅れ
る、そのために保釈にもならず死亡
するに至つたのだというふうな御旨
のようによい聞えますが、一体、保釈以外
に現在刑事訴訟法は、いづゆる資付制
度等を認めて、場合によれば勾留にた
えない者は職権をもつても勾留を解く
ことができるわけでありました。先ほど
承ると、警察が捜査中であつた、しか
も身柄はその所轄の警察に留置してあ
るということであるならば、病人のこ
とであるから十分その医療等に注意す
ると同時に、勾留にたえないというこ
とが認められれば、何らか積極的に釈
放についての措置をとるのが人権擁護
の建前から当然の職責であらうと思
ひます。

○小野参考人 ただいま御指摘の点で
ございまして、健康の状況のいかん
によりまして、当然にそうした措置を講
ずべきことは申すまでもないのであり
ますが、それがその間におきまして
は、その状況は医師からも聞いており
ますし、またそのものも見ておるわけ
であります。あるいは係の検事の方も
常時接しておつたわけでありまして、
その間の考え方としては、今すぐにと
うこうというふうなことがあるような
ことは予想をいたさなかつたのであり
ますが、ただ医師の意見としても場
所をかえる、環境をかえるということ
が必要ではないかといふことは、医師
としては初めから言つておりました。
しかしそう急にそのような大事に至る
というふうな判断はできなかったのだ

あります。当日明け方にぐあいが悪い
といふことで、どうもおかしいんじや
ないかといふことがわかりましたの
で、そのときにおきましてはただちに
検察庁に連絡をいたしまして、執行
停止の手続をしていただいたのであ
ります。が、何分にもそのときは手
遅れでございまして、手続の指令はそ
のあとで参つたようなことになつてお
ります。が、かねてからその病氣の見
通しにつきましてはどの程度に危険が迫
つておるのかといふことについての判
断ができなかつたといふことが、そ
うしたような強い職権による措置を講
じ得なかつた事情であるといふふうに考
へます。御了承をいただきたいと思
ひます。

○佐瀬委員 保釈の申請のあつた場合
に、裁判所は検事の意見を聞いて可否
を決定することになつておりますが、
そういう場合に検事の意見を付するこ
とについて、捜査当局と警察署の捜査
主任あるいは署長なりに對して検事か
らその意見をつけることについての相
談が、実際の運営上行われておるかど
うか、実務としてこれを何つておきた
いと思ひます。

○小野参考人 二月の十七日の日には
検事から担当の捜査主任が意見を聞か
れたのであります。が、しかしながら
そのときに決定的にこれは保釈をしな
ければならぬという結論を申し上げ
るような事情ではなかつたのであり
ます。その点につきまして病状の判断を
結果から見ますならば誤つておつた
といふことにもなるのであります。が、
検事から意見を聞かれて意見を申し上げ
た何はございません。

○佐瀬委員 何か死体解剖を行つたと

か聞くのですが、その結果心臓麻痺といふことが確定的であるのか、また他に何らか死因と思われるような痕跡があつたかどうか。解剖鑑定の結果はどうなのですか、伺つておきます。

○松井参考人 解剖の結果について申し上げたいと思います。解剖は二月の二十一日、すなわち死亡の翌日されたのでございますが、聞くところによりますと、心臓肥大、こういふことになつておるようでございます。但しこの問題は、検察庁に対してこの診断書を送付したりするので、直接検事の方へ診断書が出ておると思うのでありますが、ただ警察署といたしましてはその結果がどういふふうになつたかといつて参考になりましたところ、心臓肥大、普通に言いますと、私たちがしううとはつきりわかりませんが、大体心臓麻痺と同様な病状だということを承つております。

なおその他に特に外傷あるいはその他の原因によつての死亡、こういうことは無いということを承つております。

○佐瀬委員 なお本件は被告については起訴されておたうでありますから、検察官にたすべき点は多々あると思ひますが、私はここでもう一点だけ警察当局に伺つておきたい。それは先ほど昨年の八月から捜査を開始してすでに五十数名検挙し、うち二十数名が起訴されたといふことになつておるのであります。なおこの事件に対する身柄拘束者は現在何名になつておるか、また事件全体として捜査の完了する見通しはいつごろになつておるか。従つてまた今後身柄を拘束する必要があるならば、これに対する今後の

警察の代用監獄としての対策、治療その他においてかような不祥事の起るぬようにする対策はどう考慮されておるか、それについて念を押しておきたい。

○松井参考人 現在この事件に関連いたしまして勾留中の者は六名でございます。将来捜査の結果が大体いつごろ終結するかという問題につきましては、今のところ捜査の段階によりましてはつきりいつごろだと申し上げることはできないのでございますが、現在の勾留中の被疑者の関係からいたしましては、今後におきましてもまだ幾分の検挙者を見なければならぬのではないかと今ふうに考えております。

なお最後の点でございますが、もし警察署が代用監獄として今後においてこうした同一のような点があるといひますれば、私たちがいたしましては最善の注意をして、こうした事故の再び起らないように十分の努力をいたしまして、決して人権問題につきましては国民の方々に御迷惑を及ぼさないように努力をいたす考えでございます。

○佐瀬委員 本件の被害者は入院中に逮捕されたとか新聞記事には報道されております。いやしくも人権尊重の建前からかような非常識な逮捕勾留といふことは、絶対これは避けなければなりません。先般われ／＼が刑事訴訟法を改正するにあたりまして、逮捕状況の濫発するにあたりまして、逮捕状況に行われてゐるのではないかと非常に懸念から、逮捕状況の発付要求に対しては一大制限を加えたのであります。が、期するところは人権擁護の本旨を全うしたいといふための改正をいたしたのであります。どうか今後十分こ

の刑事訴訟法の改正の精神にのつとり、再びかような不祥事を起さぬように、くれ／＼も警察当局においては職務に留意されて間違ひなきを期していただきたいといふことを強く要望いたします。私は一応質問を終ります。

○古屋(真)委員 私今小野参考人、松井参考人の御説明を承つて、非常に遺憾に思つております。なすべきをなしたという御答弁がありましたが、なすべきをなしたといふことで考えますときに、当時の新聞によりまして、係の医者は勾留にたえないといふことを申し出たといふことが出ておりますが、そういう事実があつたかどうか。それからなお病監にお入れになつておつたのであります。約百五十日病監に入つておつたといふことになるのです。かような長い勾留で、はたしてなすべきをなしたかどうか、これだけですでに問題になると思ひます。それから松井参考人は、まだ捜査をこれから続けるのであつて、新しい検挙者が出るかもしれないとおつしやつておりますけれども、一体そういうことは、それ自体ですでに刑事訴訟法に反してゐる。公然とこの席上でさういふ御説明をされることに對しては、遺憾しくござへる。

まず第一にその点におきましての考え方が、勾留に對する警察や警視庁の考え方が、すでに根本から誤つておる。この頭を切りかえてもらわなければ、いかに人権擁護局長ががんばりましても、問題にならぬ。その点は、私も今の御答弁は非常に納得が行かない、けしからぬ、かようにまず考えます。それから検事は、どなたが指揮しておつたか、それから今捜査されてゐる事

件はどういふ事件であるか。なおさかのぼりますが、正式に勾留された日はいつであつて、起訴されたのはいつであるか。この点をまず伺ひます。

○小野参考人 捜査の実態につきましては松井参考人から申し上げますが、この事案につきまして医者がどう見ておつたかといふ点につきましては、これは新聞記事等もございましたので、正確なところを検討いたしました結果は、健康管理に當つておりました係の医者は、係官に對しまして、松原君の最近の病状等から見ても、環境をかえるといふようなことは考えたいといふ、環境の転換をはかつたらいのじやないかといふ意見を申し述べたおつたのであります。ただ、病状が悪化しておる、危険が迫つておる。あるいは早くに入院させるとか、あるいは釈放した方がよいとか、しなければならぬといふような意見は出ていなかったものであります。このことは、二月の十五、六日ごろ保釈申請が出ましたときに、検事さんやお医者さんに聞かれましたときに、大体同じような回答であつたのであります。そのためにたつて保釈しなければならぬといふ決意が出なかつたわけだと思ひますのであります。それからひとつ新聞記事と関連いたしましたので、先ほどのお尋ねもございましたので、一応釈明をさせていただきます。身柄の逮捕につきましては、当初から非常に慎重に考えたのでございまして、決して入院中に逮捕したといふようなことではございません。実は状況をよく確かめまして、病院へも行つておりました。逮捕状を請求いたしたたのは八月十日でございまして、八

月の十五日に病院へ行つてみたら、もう退院をしておつた。それで自宅に行つたら、そのときすでに所在がわからなくなつておつた。それをたまた／＼翌日十六日にある情報によつてこれを逮捕いたしましたのであります。病院におる間に逮捕したのもなければ、自宅で寝ておるところを逮捕したのもないのであります。逮捕の時期といたしましては、私も私としては本人がそうした行動はとれるくらいでありますから、注意はいたしたいと思ひますが、非常な無理をしたとは考えていなかったものであります。その他新聞紙につきましてはここで一々申し上げるつもりもございませんけれども、大分事実と違つた記事が出ておるのであります。その点については残念に思つております。そのほかの点につきましては松井参考人からお答え申し上げます。

○松井参考人 逮捕当時の状況につきましては、人事部長からお答え申し上げます。八月十五日に退院をしたといふことを私の方で探知をいたしました。十六日の朝参りましたところ、本人はいずれへ行つておりましたので逮捕できなかったものであります。その夕刻渋谷の方に現れた、こういうことが情報によつてわかりましたので、一応任意同行をいたしました。しかし従来約一箇月をわたつて目黒の共済病院に入院をしておつた、こういうことがわかつておりますので、はたして逮捕に耐え得るかどうかといふ点につきましては慎重に考えまして、練馬区内所在の練馬病院に一応連れて参りました。

拘束せずして自由入院という形で十六日、十七日、十八日の三日間病院で治療を続けたのでございますが、その結果十六日に一応同行いたしました当時と大した病状の変化がない、こういうことを確かめまして、同日の夕刻中井医師にさらに診断をしてもらいました結果、逮捕しても特に変化はないという言がありましたので、十九日の夕刻これを逮捕したわけでございます。なお本件の捜査の指揮は、最初地方検察庁の高橋勉検事でございましたが、現在さらには地方検察庁の渡辺検事の係になつて、現在のところ高橋検事並びに渡辺検事の二人の指揮のもとに本件の捜査を続けております。

なおここでもう一言申し上げてお許しをいただきたいと思つてございます。先ほど本件の将来の見通しにつきまして、今後においても検挙者が相当あるのではないかと、こういうことを私申し上げたのでございますが、私といひましては、この事件について今後何人も検挙はしない、こうただちに申し上げることは、これは現在の状況上どうしても関係人あるいは共犯者等がございますのでできないという私の見通しから申し上げたのでございまして、この事件を将来さらに発展をさせるといふような意味で申し上げたものでは決してないのでございます。その点御了承いただきたいと存するわけでございまして。

○古屋(真)委員　そこではつきりいたしましたがいずれにいたしまして、も病院に入院しておつた者である——留置場の生活をあなたもよく御存じだろうと思ひますが、健康な人も百五十日もあそこへ入れられると、大抵死

にそうになる。これは私も苦い経験がある。それを病人を百五十日以上も入れておいて、なすべきをなしたということが私には納得行かない。ことに心臓病らしいのですが、肥大症でありますか弁膜症でありますか新聞に出ておりましたが、さうな病人であります。普通の者でも百五十日も入れておけば病気になる。これはあなた方御自身が入つてみればわかると思う。三十日も四十日も入れたいい参つてしまふ。百五十日も入れておく、これがかつての日本の警察政治で、その当時非常な問題がありましたために、憲法において特に基本人權の尊重をはつきりうたわれました。これが日本の戦争後における、せめても的人間尊重の規定がはつきりとしたわけである。とわれ／＼は考へる。戦争前あるいはかつての憲法の時代とはまるきり民主的にかわられた人権尊重の堅持、民主主義の堅持が打出されておる。そこで、私が取扱う諸君の頭を切りかえなければならぬと申し上げたのはその点です。少くとも普通の人間が二月も三月も入れられておれば、たいがい病気になる。しかも松原さんは病院に入院しておつた。そして最初の勾留をいたします場合に、入院見舞までされて、非常な丁寧な扱いをされてやられておる。このことは非常にけつこうだと思ひますが、その後が問題になる。

たと思ひますが、その後が問題になる。生上の問題、換氣の問題——大体においてあそこ百五十日も入れられれば、健康の者でもやりきれない。署長さんが毎日見まわつておられるはずだと私は思ふ。私が今申し上げておるのは、お医者さんがこう言つておるのだから責任がないとおつしやられておるから承知しない。私も今まで弁護士を長くやつておりましたけれども、大よそ警察のお医者さんというものは、あしたかあさつて死にそうになるまではけつこうですという診断書を書いておる。刑務所のお医者さんと普通の町のお医者さんを比較してごらん下さい。これは顯著な事実です。それはなぜかと申すと、警察のつかひになつておるお医者さんの気が警察に迎合するのは、これは人情です。ですからさういふ点について、ただいまのように入権を尊重したのだ、なすべきことをなしたとおつしやるならば、あなたの子供さんを百五十日もあそこに入れてごらん下さい、どんな気が持つか。そういう場合の気持でこの被告人、当時の被疑者をお扱いになつて、執行停止の要求の手續なりをしていただいたならば、命をとりとめられたと私は思ふ。私もよく言ひますと、さうなことを聞くことと自分が非常にふしぎなので、初めからなすべきをなさなかつた、われ／＼のやることについてはどう考えましても多少の行き過ぎがございましたとか、不注意でしたとか言うなら私も納得する。そちらに人権擁護局長さんもうらつしやるのだが、おそろく局長さんも納得が行かないだらうと思ふ。百五十日も病人を入れていたというそのこと自体——がこれは私もこういうことのないように、刑事訴訟法の改正につきましても三日か四日の勾留を延ばさうというもので、前国会におきましてもこの法務委員会では相当議論をしたのです。現在の勾留期間は二十日しか

ない。それを三日か四日延ばす、一日延ばすことについても、人権尊重に對して困る点があるというので反對していろ／＼やつておつたのですが、この点について、どういふむずかしい事件か知りませんけれども、病人を百五十日も入れておいて、しかも一方においては起訴された後においてさらにとめて置いて、さうしてはかの捜査のためにこれを使つておる。これ自体が、私は刑事訴訟法の精神にはつきりと違反しておると思ふのです。いかがでございましょうか。百五十日も置かれておつた病人に、これでもなすべきことをなしておると御答弁できるものでしょうか、この点です。ひとつ御答弁をはつきり人事部長さんですか、小野参考人をお願いしたい。警視庁が将来かようなことで勾留を取扱つていただくならば、おそろくわれ／＼のみならず、国民は承知しないと思ふ。その辺の御答弁をお願いしたい。

○小野参考人　私もどなたもいたしまして肝に銘ずべきいろ／＼な御注意をいただきました。まことに申訳ないと同時に、ありがたう存じます。この件につきましては、私もどなたも先ほど申し上げましたような次第であります。が、さらに一層の反省を加へまして、人権擁護の上にはささかの失策もないように、今後一層引締めて参りたいと思ふのであります。ただここで、はなはだ申しにくいことでございますけれども、ただいまの制度の上でいへば、代用監獄になつております関係で、実は私もどなたも承知しておりますが、いづれにいたしまして現実には身柄をお預かりしておる責任者として、今後御期待

に沿うように一層引締め、努力してみたいと思つております。

○古屋(真)委員　なお六人入れておられるのでございしますが、この六人が健康ではございしますが、この六人がこれに對して松原のこゝろの事実にかんがみまして、指揮者である検事さんあるいは裁判所に対しての御態度は、警察ではどうお考えになるものでしょうか。松原さんのようなものが第二に出て来るというふうなことも、これは想像がもしもせんけれども、私どもは心配です。百五十日も入れられておる、あそこでは太陽に接することはない、ふろにも十分入れない、運動もできない、おそろく運動をさせておられます、おそろく運動をさせておられます、健康であるとおつしやられても、勾留を解かれて出た場合に、今度はそれが原因で病人になる場合がすいぶん多い。かつての日本の思想運動をやつた連中はほとんど肺病になつておる、あるいはいろ／＼な病気になる。そのときには起きなくとも、あつたからさういふことが原因していろ／＼な病気になる場合が多い。でありますから、こういう場合におきましては、たとい捜査は不十分でございしても、私は人権を尊重することが先行すべきだと思ふ。六人の人に対するお考えは、署長さんの方はいかがでございましょうか。こういう松原さんのような人が出た、死人が出た、これを考慮されまして、いづれにいたしまして、たとい松原君に對して申意を心から捧げるといふようなことがありましたらば、あとの六人に対してしまし

ても、捜査を進められる上司に向つて、檢察官に向つて特段の措置をいたすような進言をする決意があるかどうか。この点を、できまゝならば承つておきたいと思ひます。

○松井参考人 ただいま御質問の点につきましても、人事部長から申し上げました通り警察署長といたしましても十分に感じております。松原さんのなぐなれましてのことにつきましては、最初に申し上げましたように非常に同情にたえないのでございますが、現在入つておりますところの六人に対しては、私も、私たちはそれを参考といたしまして十分肝に銘じまして、さらに今後におきましては健康に留意いたしますとともに、少しでも健康に對しての自信が持てないというような状況があらますれば、ただちにこれを檢察庁の方へ進言をいたしまして、人權の尊重に十分努力をいたして参りたい覚悟でございます。なお今お示しになりました点は、私も、私も捜査に携わる者としてしまして非常に感銘の深いものでございまして、今後その御趣旨に沿つて十分に努力いたしたい覚悟でございます。

○古屋(貞)委員 私が一言だけ申し上げたいのは、捜査をいたします方たちが、その事件の明確さを明らかにするために捜査の御熱心さには敬服するものであります。いつもそれがためにもつと大事な人權が失われ、害されるという場合がございまして、どうかその点は特に今後御注意を願うようにお願ひ申し上げます。

○林(信)委員 ただいま質疑の行われておるこの問題について、これは代用監獄の關係から警察當局の問題として

扱われておるのですが、これは政務次官も十分肝に銘じてお聞きを願ひたい。檢察庁關係、裁判所の關係でございしますが、勾留人の被告人が長期の勾留なかつて病氣の場合に、刑務所の医師が勾留に耐えられないと言つておきながら、それがいつ耐えなくて、死体となつて運び出された例があつたことは、すでに政務次官御存じの通り、あるいは瀕死の状態になつて出されるという場合が間々ある。單に医師の診断間違ひという場合もありましようけれども、捜査の關係からなるべく置いておきたいと思ふその意思が医師に反映したために、どうも執行に耐えないと思ふ方が適切ではないかというふうなものも、耐えられないかという回答が來ておつたのじやないかと、結論から考えればそう考えられる場合がたゞさんある。これは非常に氣の毒な場合である。それが間々否認している被告でそれを責める氣持、あるいは捜査の對策關係からこれは出さなかつたやうな氣持があつたのじやないかと疑われるやうな事例すらある。これは非常にまづい。今古屋委員の言うやうに刑務所の医師はろくなものはいない。そう言ひ切つては氣の毒ですが、医師といへども何もかも凡百の病状が全部わかるといふわけに行かない。これは外部の専門の医師を入れまして、そうしてほんとうに病状を突きとめて、そうして耐えるなら耐えるという結論を下すならよろしいのですけれども、簡單に刑務所の医師がきめてしまふという傾向は、これは基本的人權の擁護の面、なにかんづく生命權の問題ですから、きわめて重要な問題です。これは十分御留意願ひたい。これは直接の關係者なん

ですから、人權擁護局は真剣にお取上げになつて、直接つゞ込んで行つて問題として御研究になつていただきたい、こういうことを申し上げておきます。

もう一つお願ひしたいのは、二月初めに、小倉の駐留軍部隊山田部隊の施設の外柵の付近で、駐留軍の警備員がビートルで一人の日本人を射殺した事件があつた。これら警備員は勞務者として日本政府から提供されておる。かかるに駐留軍の方からビートルを渡されて、そうして施設外のものまでむやみやたらに射つわけでもありませんけれども、ある場合には射殺することもさしつかえないといつたやうな駐留軍の方の指令をその警備員から受けてゐるとこれらの警備員は考へておる。それが正当防衛だと考へられるやうな、不正侵害をしてゐるやうな急迫している場合なら、これは駐留軍關係を除きましても考へられるのですけれども、そうでなくて、駐留軍の方が一方的につくりましたルールによつて、正当防衛の域を越えたものも射殺し得るかのやうな誤まつた考へを持つて執務しておる。今度起りました事件でも、その本人は一つの正当防衛行為のやうな弁解をしてゐるやに聞いておるのでありますけれども、そういうことになつてしまふと、これは駐留軍のために溺らされてゐる警備員が、無辜の日本人をいたづらに射殺する危険があるわけでありまして。しかもこの事件一つだけかと思つと、類似的な事件は前にも起つており、また今後にも起り得る余地がある。具体的にその事件の報告が参つておりますか、あるいは御調査になつたことがありますが、ないとすれば、御

調査を願つて、きようは時間の關係もありますので、適当に書面によつて御調査の結果を私は承知いたしたい。
○戸田政府委員 ただいま福岡の法務局において嚴重調査中でございます。
○小林委員長 明日は午前十時より理事會、十時半より委員會を開くこととし、本日はこれにて散會いたします。
午後一時四十五分散會